千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付要綱

（通則）

第１条　千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）、地方公共団体による小規模事業者等支援推進事業費補助金交付要綱（平成３１年財中第３号）、千葉県補助金等交付規則（昭和３２年９月２０日規則第５３号。以下「規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、「補助事業者」とは、第３条に規定する補助事業等を行おうとする者で、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成５年法律第５１号）に定める小規模事業者をいう。

２　この要綱において、「取得価格」、「効用の増加価格」とは次の各号の定めるところによる。

（１）取得価格　補助対象経費により購入した機械等の購入費用（消費税及び地方消費税を含まない。以下同じ。）をいう。

（２）効用の増加価格　補助対象経費により、施設等の効用を増加させた費用（修繕等に係る工事費）をいう。

３　この要綱において、第１９条第４項、第２０条第１項、第２項及び第３項で定める「処分」とは、以下のとおりとする。

（１）転用　処分制限財産の所有者の変更を伴わない、補助金交付の目的に反する使用

（２）譲渡　補助金交付の目的に反する、処分制限財産の所有者の変更

（３）交換　補助金交付の目的に反する、処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換

（４）貸付け　補助金交付の目的に反する、処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更

（５）担保に供する処分　補助金交付の目的に反する、処分制限財産に対する抵当権その他の担保権の設定

（６）取壊し　処分制限財産の使用をやめ、取壊すこと

（７）廃棄　処分制限財産の使用をやめ、廃棄処分すること

（交付の目的）

第３条　補助金は、令和８年８月千葉豪雨により被災した千葉県内に事業所を有する小規模事業者の早期事業再建を図るため、小規模事業者が実施する生産設備や販売拠点の修繕、設備取得等をするための事業（以下「補助事業」という。） に対して、必要な経費の一部を補助することで、着実な事業再建に向けた取組を支援することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第４条　千葉県知事（以下「知事」という。）は、補助事業者が行う補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。
３　前項の規定にかかわらず、補助事業者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
二　次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
イ　自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
ロ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
ハ　県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
三　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（交付の申請）
第５条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第１による補助金交付申請書に知事が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。

（交付決定の通知）
第６条　知事は、第５条第１項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第２による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。
２　第５条第１項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、３０日とする。
３　知事は、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）
第７条　補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から１０日以内に知事に様式第３による申出書をもって申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第８条　補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第９条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第４による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の２０パーセント以内の流用増減を除く。

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（３）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（契約等）

第１０条　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

２　補助事業者は、前項の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たり、千葉県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、千葉県知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

３ 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して千葉県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

４ 前３項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第１１条　補助事業者は、第６条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　知事が第１５条第１項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（１）知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（２）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（３）知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、知事が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（中止又は廃止）

第１２条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第５による「千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書」を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

（事故の報告）

第１３条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第６による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１４条　補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに様式第７による状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第１５条　補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して３０日を経過した日又は３月８日のいずれか早い日までに様式第８による実績報告書を知事に提出しなければならない。

２　補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の４月２０日までに 前項に準ずる実績報告書を知事に提出しなければならない。

３　知事は、補助事業者が第１項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、その期限について猶予することができる。

（補助金の額の確定等）

第１６条　知事は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第９条第１項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

２　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第１７条　補助金は前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第９による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

（是正のための措置及び立入検査）

第１８条 知事は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

２ 知事は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、補助事業者に対し、知事の指定する者により補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

（交付決定の取消し等）

第１９条　知事は、第９条第１項第３号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第６条第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（４）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（５）補助事業者が、補助事業への申請時の制約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合

（６）補助事業者が、第４条第３項各号のいずれかに該当することが判明した場合

（７）補助事業者が、第６条第３項又は第９条第２項に基づき付された条件に違反した場合

２　知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　知事は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
４　第２項に基づく補助金の返還については、第１６条第３項の規定を準用する。

（財産の管理等）
第２０条　補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
２　補助事業者は、取得財産等について、様式第１０―１による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
３　補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第１５条第１項に定める実績報告書に様式第１０－２による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
４　知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

（財産の処分の制限）
第２１条　取得財産等のうち、規則第２１条第１項第４号及び第５号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
２　規則第２１条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に準じる期間とする。
３　中古資産については、同省令第３条第１項第２号の規定を準用し、次に掲げる年数とする。ただし、その年数が２年に満たないときは、これを２年とする。
一　前項で定める期間の全部を経過した資産
　当該資産に係る前項で定める年数の２０パーセントに相当する年数（１年未満の端数切捨て）
二　前項で定める期間の一部を経過した資産
　当該資産に係る前項で定める年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の２０パーセントに相当する年数を加算した年数（１年未満の端数切捨て）
４　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１１による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
５　前条第４項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
６　知事への納付額は、以下のとおりとする。
（１）有償譲渡又は有償貸付けに係る納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡金額又は貸付金額（ただし、当該譲渡金額又は貸付金額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が補助対象経費総額に占める割合。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

（２）転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。

（３）担保に供する処分における担保権実行時の納付額は、前記（１）における有償譲渡の場合と同じ金額とする。

（４）前記第一号及び第二号において、処分のための撤去費用等が生じる場合は、譲渡金額、貸付金額又は残存簿価相当額等から当該費用の額控除した後、補助率を乗じるものとする。

（収益納付）

第２２条 知事は、補助事業者が行う事業実施期間内に、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を千葉県に納付させることができるものとする。

（暴力団密接関係者）

第２３条　規則第十七条第一項第三号の知事が定める者は、第四条第三項第二号又は第三号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

（その他必要な事項）

第２４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附　則　この要綱は、令和８年１０月３０日から施行する。

別表

補助金の名称	補助事業		補助率	補助額
千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金（令和８年８月千葉豪雨）	補助対象経費の区分	内容		
	施設修繕費	事務所、工場、事業所、倉庫、店舗等の修繕に要する経費	補助対象経費の 2/3 以内	上限 100 万円以内（下限額 10 万円）
	機械装置等費	償却資産として計上する機械装置等の修理、購入に要する経費		
	設備処分費	上記に付随して実施する機械装置等の処分に要する経費		

・　交付決定日前に支出した経費については、令和８年８月千葉豪雨による災害発生以降に行われた事業に要する経費のうち、写真や書類等による確認が可能であって、適正と認められるものに限る。

・　補助事業者を契約者とする保険・共済により災害を理由として支払われた保険金（共済金・給付金を含む）の額を除外した額を補助対象経費総額の上限とする。

・　消費税は対象外

（様式第１）

年　　月　　日

千葉県知事　様

郵便番号
住　　所
名　　称
代表者の役職・氏名

千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付申請書

千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第５条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

１．補助事業の目的及び内容
補助事業計画書のとおり
＊補助事業計画書は、補助金事務局が指定する様式（申請要領様式）を使用すること。以下同様。

２．補助事業の開始及び完了予定日
交付決定日（※）　～令和　年　月　日
※本事業においては特例として、令和８年８月１３日からの千葉豪雨により被災した日以降、交付決定前に行われた事業により発生した経費が認められることがあります。その場合には、認められた経費の発注日（複数ある場合は、被災した日に最も近い日付）が事業開始日となります。

３．補助対象経費
補助事業計画書のとおり

４．補助金交付申請額
補助事業計画書のとおり

（別紙１）

宣誓・同意書

千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の申請に伴い、次の1～5までのいずれにも宣誓し、6～10までのいずれにも同意します。また、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合は、補助金の交付を受けられないこと又は千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第19条に基づく補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

1. 要綱及び申請要領等（以下「要綱等」という。）に定める補助対象要件を満たしていること
2. 補助金の交付を受ける者として、千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付要綱第4条第3項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないこと
3. 補助金の申請内容全てに虚偽がないこと
4. 補助金の申請時にBCP又は国の認定を受けた事業継続力強化計画を提出していない場合には、事業終了後1年以内にいずれかを提出すること
5. 「虚偽申請による不正受給」、「補助金の目的外利用」や「補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦する」といった不正行為に加担していないこと及び今後も加担しないこと
6. 要綱第18条に基づき、千葉県若しくは、千葉県が補助金に係る事務を委託した者が行う是正措置の命令並びに千葉県及び千葉県の指定する者による立入検査等について応じること
7. 提出した申請内容に記載された情報が本補助金の事務等のために第三者に提供される場合（補助対象要件の充足性を判断するために中小企業庁、千葉県が申請者の申請内容に記載された情報を第三者に提供する場合を含む。）及び本補助金の交付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（補助対象要件の充足性を判断するために中小企業庁、千葉県が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること
8. 補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者立ち会いのもと事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降を含む）や補助金の受給者に対し現地調査等を実施すること
9. 第三者（商工会・商工会議所を除く）へアドバイス料金の支払いをする場合、アドバイスの実施者に対して、ヒアリングや現地調査を行う場合があること
10. 本補助金の交付に際して提供いただいた情報は、効果的な政策立案や経営支援等（申請者への各種情報提供、支援機関による個社情報閲覧等）のために、行政機関（中小企業庁・経済産業省・千葉県）やその業務委託先、大学その他の研究機関、施設等機関に提供・利用され、かつ、支援機関からのデータ開示依頼に対して申請者の承認があれば支援機関にも提供される場合があること

年　　月　　日　　法人名（法人の場合）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者又は個人事業主の氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注意事項

※　自署又は押印が必要。

※　本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

※　電子申請の場合については、申請者による原本（誓約書・役員等名簿）の保管が必要。

（別紙１別添）

役員名簿

番号	商号又は名称（半ｶﾅ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾅ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M･F)	住所	役職
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

現在における（　私　・　当法人（団体）　）の役員等名簿に相違ありません。

年　　月　　日

住所（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名）

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

・個人である場合は本人を記載すること

・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

（様式第２）

番　　号
年　月　日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名　様

千葉県知事

千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けをもって申請のありました千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金については、千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第６条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和　年　月　日付けで申請のありました千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとします。

２．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助対象経費　　金　　円
補助金の額　　金　　円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

３．補助金の額の確定は、補助事業完了後に提出した補助事業実績報告書の審査の結果により、「交付すべき補助金の額」が確定したときに認められた補助対象経費の額の２／３または配分された上記２．記載の「補助金の額」（補助事業の内容が変更された場合に「補助金の額」の変更にかかる通知を受けたときは、変更にかかる通知を受けた額。以下同じ。）のいずれか低い額とします。

４．補助事業者は、補助金等に係る予算の適正化に関する法律及び同法施行令、中小企業庁の定める地方公共団体による小規模事業者等支援推進事業費補助金交付要綱並びに千葉県補助金等交付規則及び要綱の定めるところに従わなければなりません。

５．補助事業者は、本補助金の申請時にBCP又は、認定済みの事業継続力強化計画の写しを提出していない場合、実績報告書の提出時又は事業終了から１年後までに上記いずれかを提出しなければなりません。

６．上記のほか、本事業の実施に当たっては、千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金事務局及び千葉県の指示に従わなければなりません。

（様式第３）

年　月　日

千葉県知事　様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付申請取下届出書

年　月　日付け千葉県経指令第　　号で交付決定通知のあった千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付要綱第７条の規定に基づき届け出ます。

記

１．補助事業の名称

２．交付申請の取下理由

（様式第４）

年　月　日

千葉県知事　様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金に係る
補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書

年　月　日付け千葉県経指令第　　号で交付決定通知のあった上記補助事業を下記のとおり変更したいので、千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付要綱第９条第１項の規定により承認を申請します。

記

１．変更の理由

２．変更の内容

（別紙２）【様式第４：補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書に添付】

事業者名：

経費の配分の変更

単位：円

経費区分	補助対象経費	
	金額	
	変更前	変更後
１．施設修繕費		
２．機械装置等費		
３．設備処分費		
合計【①】 １ ＋ ２ ＋ ３		
保険金等の額【②】		
補助対象経費【③】 ① － ②		
補助金額【④】 ③ ×２／３		

※変更前の補助金額を上限とする。

（様式第５）

年　月　日

千葉県知事　様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書

年　月　日付け千葉県経指令第　　号で交付決定通知のあった上記補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付要綱第１２条の規定に基づき、承認を申請します。

記

１．中止（廃止）の事業名

２．中止（廃止）の理由

３．補助事業中止の期間（廃止の時期）

（様式第６）

年　　月　　日

千葉県知事　様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金事故報告書

千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付要綱第１３条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．補助事業名（補助金交付決定通知書の日付等を記載のこと。）
千葉県被災小規模事業者再建支援事業　（令和　　年　月　日、千葉県経指令第　　号）

２．補助金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

３．事故の原因および内容

４．事故に係る金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

５．事故に対して取った措置

６．業務の遂行と完了日の予定

７．事故が業務に及ぼす影響

（様式第７）

年　　月　　日

千葉県知事　様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金に係る遂行状況報告書

千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付要綱第１４条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業名（補助金交付決定通知書の日付等を記載のこと。）
千葉県被災小規模事業者再建支援事業　（令和　　年　月　日、千葉県経指令第　　号）

２．補助金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

３．実施した補助事業の概要
（１）事業者名

（２）事業名

（３）事業の概要
ⅰ）具体的内容

ⅱ）本事業の進め方イメージ

（４）●月末現在の実施状況
（①当初計画の内容、②当初計画の実施状況、③直面した課題とその対応状況、 の３点について記入）

（５）●月末現在の事業経費の状況
・支出内訳書（別紙３）

（６）本補助事業がもたらす効果等

（７）本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

（別紙３）【様式第７：補助事業遂行状況報告書に添付】

（令和　　年　　月　　日現在）

事業者名：

経費の配分の変更

単位：円

経費区分	① 補助対象経費	② ①のうち支出済額
１．施設修繕費		
２．機械装置等費		
３．設備処分費		
合計【①】 １ ＋ ２ ＋ ３		
保険金等の額【②】		
補助対象経費【③】 ① － ②		
補助金額【④】 ③ ×２／３		

（様式第８）

年　　月　　日

千葉県知事　様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金に係る実績報告書

千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付要綱第１５条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業名（補助金交付決定通知書の日付等を記載のこと。）
千葉県被災小規模事業者再建支援事業　（令和　　年　月　日、千葉県経指令第　　号）

２．事業期間
開始 令和　年　月　日
終了 令和　年　月　日

３．実施した補助事業の概要
（１）事業者名

（２）事業名

（３）事業の具体的な取組内容

（４）事業成果（概要）

（５）事業経費の状況 ・支出内訳書（別紙４）

（６）本補助事業がもたらす効果等

（７）本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

（別紙４）【様式第８：実績報告書に添付】

支出内訳書

事業者名：

番　　号：

単位：円

経費区分	補助対象経費
１．施設修繕費	
２．機械装置等費	
３．設備処分費【①】	
合計【②】 １ ＋ ２ ＋ ３	
保険金等の額【③】	
補助対象経費合計【④】 ② － ③	
①≦②×1/2 かつ①が申請・交付決定時の計上額の範囲内 ⇒はい・いいえ　※いいえの場合は実績報告ができません	
（１）④の 3 分の 2 以内の金額（円未満は切捨て）	
（２）交付決定通知書記載の補助金の額 （計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額）	
（３）補助金額（（１）又は（２）のいずれか低い額）	

※補助金申請時点で、保険金等の額が確定していなかった場合は、本様式と合わせて提出すること。

（様式第９）

年　月　日

千葉県知事　様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金精算払請求書

千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付要綱第１７条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．１．補助事業名（補助金交付決定通知書の日付等を記載のこと。）
千葉県被災小規模事業者再建支援事業　（令和　　年　月　日、千葉県経指令第　　号）

２．請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

円

３．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号および預金の名義（カタカナ）
＊以下の７項目（カタカナの名義含む）が記載された当該口座の預金通帳のページのコピーを添付すること。

振込先金融機関名：
金融機関コード（４桁）：
支　店　名　：
支店コード（３桁）：
預金の種別　：
口座番号　：
預金の名義（カタカナ）：

（様式第１０－１）

【補助事業者保管用】

取得財産等管理台帳

事業者名：

番　　号：

（単位：円）

区分 / 財産名	規格	数量	単価（税抜）	金額（税抜）	取得年月日	保管場所	備考
			円	円			

（注）１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付要綱第２１条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は分割して記載すること。

３．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（様式第１０－２）

取得財産等管理明細表

事業者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番　　号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

区分 ＼ 財産名	規格	数量	単価（税抜）	金額（税抜）	取得年月日	保管場所	備考
			円	円			

（注）１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付要綱第２１条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は分割して記載すること。

３．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（様式第１１）

年　　月　　日

千葉県知事　様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

取得財産の財産処分承認申請書

千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金交付要綱第２１条第４項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

１．品目および取得年月日

２．取得価格および時価

３．処分の方法

４．処分の理由